

木材利用の促進に関する基本計画 概要

第1 基本計画について

1 基本計画の位置づけ

本計画は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「法」という。）及び「愛知県木材利用促進条例」（以下、「条例」という。）の規定に基づき定めるもの。

また、「食と緑の基本計画 2030」に基づく、農林水産分野の個別計画に位置づけ。

2 建築物等における木材の利用の促進の意義

- 木材利用は SDGs の 17 の目標のうち、7 つの目標に貢献。



- 木材は、樹木が吸収した二酸化炭素を炭素として長期間、貯蔵し、鉄やコンクリート等の資材と比べると、製造時のエネルギー消費が少なく抑えられる。また、再生可能な地球環境に優しい資源。
- 建築物 LCA（ライフサイクルアセスメント）の制度化や SHK（温室効果ガス排出量算定・報告・公表）制度の見直しなどにより、建築物の木造・木質化の促進が期待される。
- 木材は、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果が科学的に実証されている。
- 愛知県では、スギやヒノキの人工林の多くが利用期を迎え、充実した森林資源の活用を図ることが重要。

第2 前計画期間における木材利用促進の取組

2022 年度から 2025 年度までを計画期間とする基本計画では、県内における木材利用を促進するため、次の取組を実施した。

1 木造・木質化の推進

- 建築物の木造・木質化を推進。
- 建築物を木造化する場合のコストや技術面等の調査を実施。
- 県の公共建築物では、率先して木材利用に取り組み、比較的大規模な建築物も部分木造を採用。
- 民間建築物では、民間事業者への働きかけや支援を行い、都市部を中心に木造・木質化された建築物が増加。

2 木造建築技術者等の確保及び育成

- 木造・木質化を提案できる技術者等を確保及び育成するため、研修会や専門講座を開催。
- 木造・木質化に関する総合的な相談窓口を設置。
- 建築士、建設会社など、多くの技術者等に対し、木造・木質化に関する知識、技術を普及。

3 木材利用の普及啓発

- 「木材利用促進の日（10 月8日）」や「木材利用促進月間（10 月）」を中心にイベントなどによる普及啓発を実施。
- 県産木材を積極的に活用している優良企業へ表彰を行うなど、企業等の木材利用に対する意欲を高める取組を実施。

4 県産木材利用技術の開発

- 県産木材を活用した新しい技術として、県産2×4材の施工実証や木質化キットの開発などを実施。
- 大径材の利用を促進するため、県産横架材のサプライチェーンモデルの構築に取り組み、住宅における県産横架材の普及に向けたコスト、技術面の検証を実施。
- 県産横架材に対する理解を深めるため、工務店、木材事業者向けの研修会を開催。

第3 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が県内全域に広がることを目指し、木造・木質化を推進。

(1) 県の公共建築物における木造・木質化の推進

民間建築物への波及効果を高めるため、率先して木造化を推進。また、県民の目に触れる部分を中心に、内装等や備品の木質化を推進。

<公共建築物の事例>



(2) 民間非住宅建築物における木造・木質化の促進

- 商業施設やオフィス等の非住宅分野での木造・木質化を促進。
- 普及啓発イベントや事例集等で木材利用のメリットをPR。
- 木材利用に対する支援等を行う。
- 建築物LCA、SHK制度などの取組において、建築物を木造・木質化した場合の環境負荷軽減効果を明示し、民間事業者等へ木材利用を促進。

<民間建築物の事例>



(3) 住宅における県産木材の利用促進

- 住宅における県産木材の利用と、横架材など主要構造部における大径材の活用を促進。

(4) 木造・木質化に関する技術の普及

- 中大規模建築物の木造・木質化の実現に向け、建築主、工務店、建築会社等へ理解増進を図る。
- 「あいち木造・木質化サポートセンター」を拡充し、中大規模建築物に関する相談ができるよう、体制を強化。

(5) 木製備品の導入推進

県の管理する施設において、木製備品を積極的に導入し、民間事業者へ普及。

2 県の公共工事における木材の利用

積極的に木質資材の利用を推進。

3 木造建築技術者等の確保及び育成

中大規模建築物を含めた様々な木造建築物や木質化を提案できる技術者等を確保及び育成するため、関係団体等と協働し、建築物の木造・木質化に関する知識、技術を習得するための研修等を実施。

4 木材の有効利用

低質材や製材端材、住宅材料等の廃棄物を別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進。

5 木材利用の普及啓発

木材利用促進の日及び木材利用促進月間を中心に、木材利用に関する関連イベントの実施、Web ページ等の各種媒体による情報発信を行う。

<木材利用 PR イベント>



6 県産木材利用技術の開発

幅広い利用者のニーズに合う、大径材を含む県産木材を活用した新しい技術や製品の開発を推進。

また、木造建築物の維持管理に関する効果的な手法を明らかにする。

7 建築物木材利用促進協定制度の活用

- (1) 建築物木材利用促進協定制度の周知
- (2) 建築物木材利用促進協定締結による木材利用の促進
協定を締結した場合には、内容等を公表。
協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行う。
協定締結を促進するため、取組状況の情報を発信。

第4 木材の利用に関する目標

| | |
|-------------|---|
| 県の公共建築物 | 木造・木質化率 80%（2030年度目標） |
| 住宅を含む民間建築物等 | 木造化の促進 木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化を促進 |

第5 県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項

1 県産木材の優先利用

県産木材の利用を優先。

県産木材以外の木材を利用する場合にあっては、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量が削減されるよう近接した地域の森林において生産された木材を優先。

- (1) 県における県産木材の利用原則、県産木材を利用。
- (2) 民間等における県産木材の利用
県産木材の優先利用を促進。

2 県産木材の安定供給の促進

- (1) 県産木材の生産の促進
 - 森林施業の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入及び効率的な活用により木材生産体制を強化。
 - スマート林業技術を活用した県産木材の効率的な生産・流通体制を整備。
 - 乾燥材や JAS 構造材など需要者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制を強化。
- (2) あいち認証材制度の活用
あいち認証制度を普及し、県産木材の生産流通経路を明確にすることにより、需要を把握し、供給促進につなげる。

第6 県産木材の利用及び供給に関する目標

| | | |
|-----------|--------------|------------------------|
| 2030 年度目標 | 県産木材の利用及び供給量 | 21.0万m ³ /年 |
|-----------|--------------|------------------------|

第7 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

1 市町村、関係団体等との連携

民間建築物においても積極的に木材が利用されるよう、市町村や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ。

また、木材利用に関する情報提供、技術的支援を行う。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。
- 維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮。
- 備品や消耗品の調達においても、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断。

3 木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項

県庁内に愛知県木材利用促進連絡会議を設置。

4 計画期間等

- 本計画の計画期間は 2026 年度から 2030 年度までの5年間とする。
- 計画は、適時、必要に応じて見直しを行う。
- 施策の実施状況について、毎年、公表する。